

新型コロナウイルス感染症

国府台高校における感染対策ガイドライン

(令和3年2月1日)
(令和3年4月2日改訂)

このガイドラインは、千葉県教育委員会が発出した「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」(令和2年12月11日版)をもとに作成したものです。

なお、本校独自の対応はゴシック体で示し、感染対策に努めてまいります。

また、今後の社会情勢の変化に伴い、必要に応じて内容を見直し、実践してまいります。

1 校内体制の整備

対策本部の役割

平時：感染症対策の検討・実施、生徒及び教職員の健康状況確認等
感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信等

対策本部

企画運営委員会の職員並びに養護教諭を対策本部の構成員とする。なお必要に応じて職員を増減する場合がある。

2 連絡体制の整備

(1) 関係機関への連絡

千葉県教育委員会
市川健康保険センター(市川保健所)
千葉県教育委員会教育振興部学校安全保健課

(2) 教職員への連絡

連絡網
メール配信
教職員本人以外の連絡先の把握

(3) 保護者、生徒への連絡

電話連絡
メール配信
Classiによる配信

3 家庭との連絡

(1) 健康観察、登校の判断

- ①生徒は、毎朝、登校前に健康観察（検温・症状の確認）を行い、体温を Classi に入力する。同居の家族にも、毎朝の健康観察を依頼する。
- ②発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養する（発熱とは一時的に 37.0℃以上の微熱を生じたときも含まれる。症状とは鼻づまりや頭痛、下痢など軽い症状であっても含まれる）。同居の家族に発熱や風邪の症状がある場合も、登校を控えるよう依頼する。この場合、生徒は欠席としない。
- ③以下の場合、PCR検査等結果が判明するまで登校を控えるよう依頼する。
 - ・同居の家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合
 - ・生徒が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査を受ける場合

(2) 休日や学校外の活動

- ①学校外でも、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。
- ②学校外の私的な活動や交流等に際し、十分な感染対策が講じられているか確認し、行動する。
- ③不要不急の外出を控える、友人同士の家間での行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう十分に注意する。

(3) 家庭から学校への連絡

以下の場合、速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

- ・生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した等）
- ・同居の家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合
- ・生徒又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合

4 学校における感染対策の基本

(1) 感染症予防の3原則

- ①感染源を絶つ
発熱や風邪症状のあるもの等の自宅休養の徹底
- ②感染経路を絶つ
手洗い、咳エチケット、清掃及び消毒の徹底
- ③抵抗力を高める
免疫力を高めるために以下を心がける
 - ・十分な休養と睡眠
 - ・適度な運動
 - ・バランスのとれた食事
 - ・規則正しい生活習慣

(2) 集団感染のリスクへの対応

リスクが高まるとされる、3つの条件（3つの密：密閉、密集、密接）の「重なり」はもちろんのこと、「1つ1つの条件」が発生しないことを目指す。

- ①密閉の回避：換気の徹底
- ②密集の回避：身体的距離の確保
- ③密接への対応：マスクの着用

5 健康観察の徹底

(1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認

- ①生徒は、毎朝、登校前に健康観察（検温・症状の確認）を行い、体温・症状の有無をClassiに入力する。

発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する（発熱とは一時的に37.0℃以上の微熱を生じたときも含まれる）。解熱後さらに1日自宅で療養する。

- ②症状がみられるときは、日頃通院している医療機関や、自宅近くの医療機関に電話で相談する（症状とは、微熱・鼻づまり・頭痛・味覚や嗅覚異常・息苦しさ・だるさ・下痢など、軽微な症状でも感染の疑いがあると思われるもの）。

- ③相談先に困った場合の相談窓口

- ・発熱相談センター（千葉県・千葉市・船橋市・柏市）
- ・市町村役場（千葉市・船橋市・柏市を除く）
- ・発熱相談医療機関

※各相談窓口の連絡先等は千葉県ホームページ参照

(2) 学校における登校時の健康状態の確認

- ①健康状態の確認

朝のSHRにおいて、担任は、体温のClassiへの入力確認及び健康観察を行う。
検温を行っていない生徒には直ちに教務室にて検温し、Classiに入力する。

なお、当面の間、朝のHRの時間を延長し、担任は教室へ配付パソコン等を持ち込み、その場で入力確認を行う。

- ②生徒の発熱や風邪症状を確認した場合

- ・すぐに保健室へ移動し検温や問診等により体調確認を行う。
- ・保護者へ連絡し、帰宅させる。
- ・生徒を安全に帰宅させ症状がなくなるまで自宅療養させる。
- ・必要に応じて医療機関等への受診を勧め、その結果を確認する。

(3) 外部からの来校者に対する健康状態の確認

- ①来校者に対し、来校前の検温及び健康状態を確認するとともに必要に応じ事務室窓口において検温を実施する。

- ②来校時に発熱や風邪症状がみられる場合には、校内への立ち入りを見合わせていただく。

- ③来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指の消毒等感染対策の徹底を依頼する。

6 基本的な感染症対策の徹底

<対策別>

(1) 石けんによる手洗い及び手指の消毒

- ①登校直後、トイレ使用后、共有の教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食前後等こまめに行い、水分を拭きとったのち、手指消毒アルコールによる消毒も併せて行う。
- ②手洗い場に石けんを配置し、補充を行う。
- ③生徒はハンカチを持参するよう指導するとともに、ペーパータオルを設置する。
- ④手指消毒用アルコールは個人へ配付するとともに、教室の出入り口に配置する。
- ⑤手指の消毒は1プッシュ最後まで押す。

(2) 咳エチケット

①マスクの着用

- ・常にマスクの着用を心がける(必ず鼻と口を覆う)。なお、十分な身体的距離を確保できる場合や体育の授業及び運動部活動においては状況に応じた対応とする。
- ・定期的な水分補給を心がける。
- ・予備のマスクを学校が準備する。

(3) 学校施設や用器具等の清掃及び消毒

①清掃及び消毒のポイント

- ・大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)
1日に1回、水拭きした後、消毒を行う。
- ・共用の教材・教具・器具・用具など
使用前後の手洗いを徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度消毒を行うことが望ましい。
- ・トイレや洗面所
「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて、通常のコソク活動の範囲で清掃する。(特別な消毒作業は不要)
- ・机・椅子
「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて、通常のコソク活動の範囲で清掃する。(特別な消毒作業は不要)
- ・清掃用具等
衛生状態を良好に保ち、劣化に注意する。
- ・十分な換気やマスク着用のうえ作業を行い、作業後は石けんによる手洗い及び手指の消毒を併せて行う。

(4) 換気

- ①常時換気に努める。
- ②授業中は教室の窓側と廊下側の前と後ろの窓を同時に開け、その幅は10cm程度とする。

- ③ 休み時間ごとに出入り口、窓、カーテンを全開にして換気する（5分間を目安とする）。
- ④ 廊下の窓も常時少し開けておく。
- ⑤ 昼食時間の初めに、休み時間と同様の換気を行い、その後授業と同様の換気を行う。
- ⑥ 換気扇、サーキュレーターは常時運転する。加湿器は、導入された時期に常時運転する。
- ⑦ 加湿器の水を補充する際には、容器をすすぐなどしてから補充する。
- ⑧ サーキュレーターは掃除用ロッカーの上に置き、左前を向かせて首振りの状態で使用する。
- ⑨ 換気に伴う室温低下で健康被害が生じないように、保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

(5) 生徒同士、教職員と生徒の身体的距離の確保

換気や咳エチケット等を行ったうえで

- ① 座席間の距離を可能な限り確保する。
- ② 生徒同士でのスマホ等は共有しない。1台の端末を複数で見ることによる密集を避ける。
- ③ 対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい。
- ④ 座席等を使用しない場合でも身体的距離を確保することが望ましい。

(6) その他

- ① 発熱等の症状がある生徒の対応にあたる教職員は、マスクを着用し、必要に応じて手袋、フェイスシールド等を着用する。
- ② 発熱等の症状がある生徒の対応が保健室以外に別室を設けることができない場合には、衝立等により対応エリアを分ける。
- ③ トイレ内はよく換気する。フタのあるトイレは、フタを閉じて水を流す。
- ④ トイレの出入り口に手指消毒用アルコールを設置する。
- ⑤ トイレの洋式の個室において、個人で便座の消毒ができるよう、手指消毒用アルコールを設置する。

<場面別>

(1) 登校時

- ① 昇降口で教職員が声掛けを行い、手洗いを確実にを行うよう指導する。
- ② 公共交通機関を利用する場合は、特に手で目や顔を触らないように注意し、降車後または学校到着後に速やかに手を洗い、手指を消毒する。

(2) 各教科活動

- ① 換気の徹底を図る。
- ② 基本的にはマスクを着用する（鼻と口を必ず覆う）。
- ③ 教職員は飛沫を飛ばさないようマスクを着用（マウスシールドの使用禁止）し、生徒と可能な限り身体的距離の確保に努める。
- ④ マスク着用時は定期的に水分を補給する。
- ⑤ 教材・教具・器具・用具などを共用で使用する場合は、生徒及び教職員ともに、使用前

の手洗いと手指の消毒を徹底するものとし、使用後の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。

(3) 部活動

- ①緊急事態宣言が発出されている期間は、千葉県教育委員会が示す内容の範囲の活動とする。
- ②部室の使用は、更衣のみとする。必ずマスクを着用し、会話は控える。

(4) 昼食等を含む飲食する場面

- ①飲食する際は、飛沫飛散防止のため、机を向かい合わせにせず会話をしない。
- ②飲み物の回し飲みはしない。
- ③昼食時は、全開放の換気を行い、自分の机を消毒し、その後手洗い、手指の消毒を行うが、少なくとも手指の消毒を行ったのち食事をとる。食事中は、授業と同様の換気を行う。
- ④昼食時は一定時間、前を向いて会話をせず昼食をとり、昼食を済ませたらマスクを着用したうえで会話する。当面の間、教職員が巡回指導する。

(5) 休み時間

- ①教室等、十分な換気を行う。
- ②移動教室やトイレの後の手洗い及び手指の消毒を徹底する。
- ③3つの密を避ける行動を心がける。
- ④原則として食事はしない。やむを得ず飲食する場合は昼食時と同様の注意事項を守る。
- ⑤スマホの共有を避ける。物品の貸し借りを安易に行わない。

(6) 清掃活動

- ①マスクを着用し、清掃後は手洗い及び手指の消毒を徹底する。
- ②十分な換気を行う。
- ③ペーパータオルを含むごみをごみ収集所に運ぶ際には使い捨て手袋を着用するか、十分な手洗いと手指の消毒を行う。

7 教職員の感染予防の徹底

多数の生徒と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより職場外でも感染予防の徹底に努める。

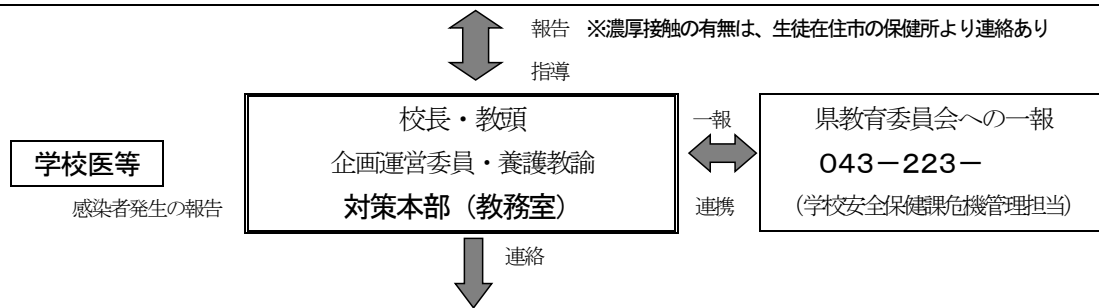
- (1) 教職員の感染経路の多くが「不明」である現状を踏まえ、教職員が学校で感染を広げることがないように、職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごす空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。
- (2) 毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。
- (3) 発熱等の症状がある場合には、まずは日頃通院している医療機関か、自宅の近くにある医

療機関に電話で相談する。相談先に困った場合は相談窓口で電話で相談する。

- (4) 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。また、感染者発生時に備え、健康状態の記録を学校で保管する。
- (5) 石けんを使用した手洗い及び手指の消毒の徹底を図る（出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後）
- (6) 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で生徒と接する際は、可能な限り、身体的距離（おおむね1～2m）の確保に努める。
- (7) 「6 基本的な感染症対策の徹底」を参考に、教職員の執務室の換気、教職員の座席等の距離確保、共用の物や施設等の消毒を徹底する。
- (8) 教職員同士で、昼食等、飲食する場面においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離が取れない場合は会話を控える。食後等に歓談する際は必ずマスクを着用する。
- (9) 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできる限り避け、マスクを着用の上、換気を徹底する。
- (10) 感染、濃厚接触者への特定、体調不良等により急遽出勤できなくなる場合を想定して、日頃から教職員間で業務内容や学級の状況等を情報共有しておくなど、休みを取りやすい環境を整える。

8 新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応

保健所（市川健康福祉センター 047-377-1103）	
☆保健所指導による感染者本人に係る詳細な情報収集及び報告（保健所に来校要請をする）	
1 感染者の情報収集	本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の発症2日前からの行動記録を時系列で整理、関係者の名簿（クラス・氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・部活動・最終登校日等）や学校見取り図（座席表）等を作成する。
【生徒の場合】	健康状態（発症日、症状等）、 クラス、部活動、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況、家族構成等
【教職員の場合】	健康状態（発症日、症状等）、住所、家族構成、 教科、クラス、部活動、分掌、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、校外活動状況等
2 保健所が行う「濃厚接触者の特定」への協力	感染者本人の行動記録に基づき、児童生徒等及び教職員の接触者のリストを作成する。
3 他の児童生徒等及び教職員の健康状態の把握	
4 濃厚接触者の有無の確認ができるまでは、状況に応じて休校とする。	



生徒・保護者	
☆一斉メール、Classi、Web ページ、電話等による情報提供	
<ul style="list-style-type: none"> 保護者宛て連絡内容を検討し、生徒の自宅待機について連絡をする。 臨時休業中の健康観察や学習課題等について、生徒に連絡する。 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。 	
※感染者には、家庭と連絡を取り、状況に応じて支援に努める。	
※保健所から濃厚接触者とされた生徒及びPCR検査の受検希望者へ保健所の指示により適切な対応をする。	

◎職員役割分担

校長・教頭・事務長 主幹教諭	陣頭指揮、関係機関への報告・連絡、情報集約、情報発信、マスコミ対応、 職員の健康状況の把握、職員の勤務体制の整備 等
主幹教諭・教務部・授業 担 当者・担任・養護教諭	時間割の作成、授業実施形態の検討、学習内容の精選、出欠席等の扱い 生徒の課題達成状況と健康状況の確認及び集約 等
生徒指導部・担任・ 養護教諭	登校時の健康状態確認の指揮（健康観察カード等）、感染者や濃厚接触者等に対する差別・ 偏見・いじめ等の防止、心のケア、スクールカウンセラーとの連携 等

厚生部	感染対策の指導・徹底、体調不良時の対応に係る体制整備、校内の感染対策 等
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業中の健康観察表や学習課題等の作成・配送・収集、オンライン授業、生徒への感染予防指導 等 ・校内の消毒 <p>保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム or 消毒用エタノールを使用し、当該 生徒等又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、 を行う。</p>
その他	保健所から、濃厚接触者とされた者は、自宅待機を行い、保健所の指導に従う。

※登庁前に検温と風邪症状の確認を行い、発熱や症状がある場合は、必ず自宅で休養する。

登庁後は、管理職が発熱や風邪症状がないかを確認する。